

令和5年度 奈良県農薬管理指導士養成研修 実施要領

- 1 趣 旨 県内での農薬適正使用を浸透させるため、県農薬管理指導士認定事業実施要綱に基づき、農薬に関する専門的な研修及び試験を実施し、農薬取扱業者の資質向上を図る。
- 2 実施日 令和6年2月1日（木）～2月2日（金）
- 3 実施場所 奈良県農業研究開発センター 交流・サロン棟 研修室A、B
（桜井市池之内130-1）
- 4 内容・時間等 別紙のとおり。

5 受講対象

県農薬管理指導士認定事業実施要綱に基づき、次のア～カのいずれかに該当する者。

ア 満20歳以上の農薬販売業者又はその従業員で現に農薬の販売業務に従事している者の内、実務経験が概ね2年以上あり、勤務する事業所（自営する事業所を含む）の所在地（以下「勤務地」という。）が奈良県内にある者。

イ 満20歳以上の防除業者又はその従業員で現に防除業務に従事している者の内、実務経験が概ね2年以上あり、勤務地が奈良県内にある者。

ウ 満20歳以上のゴルフ場コース管理者で防除業務に従事している者の内、実務経験が概ね2年以上あり、勤務地が奈良県内にある者。

エ 満20歳以上の農業共済組合職員で防除に関する業務に携わる者の内、勤務地が奈良県内にある者。

オ 満20歳以上の農地所有適格法人や農産物直売所等の農産物の生産又は出荷を行う組織の構成員で、農薬使用等について指導する業務に従事している者の内、勤務地が奈良県内にある者。

カ 知事が特に必要と認める者。（県関係機関の職員）

6 受講申込

申込み期限：令和6年1月19日（金）まで【必着】

提出書類：受講申請書（別記様式第1号）（電子申請の場合は必要ありません）

提出方法：電子申請、郵送および持参

(電子申請) 奈良電子自治体共同運営ポータルサイト「e古都なら」

(右記二次元コード) から申請。



(郵送) 〒630-8501 (所在地記入不要)

奈良県食と農の振興部農業水産振興課農産物ブランド戦略係あて

(持参) 奈良市登大路町30 分庁舎5階 (本庁舎北側の建物)

受付は閉庁日(土日祝および12月29日～1月3日)を除く8:30～17:15。

7 受講費用

無料。

ただし、認定証の交付にかかる費用(簡易書留郵便)として470円分の切手(現金不可)と、研修用テキスト代 2,750円を当日に徴収するので持参すること。

8 認定及び更新

全ての講義を受講した者に対して、令和6年2月2日(金)の午後に試験を行う。

この試験結果等について、認定委員会において検討し、農薬管理指導士を認定する。

農薬管理指導士の認定期間は、原則として3年間とする。有効期間が満了する者は更新研修を受講し、認定を更新することができる。

9 持ち物

筆記用具、470円分の切手、研修用テキスト代(2,750円)

お問い合わせ先

奈良県食と農の振興部農業水産振興課

農産物ブランド戦略係

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL 0742-27-7442(ダイヤルイン)